

藤沢市教育委員会 7月定例会会議録

日 時 2021年（令和3年）7月16日（金）
午後3時00分
場 所 本庁舎8階 8-1・8-2会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 議 事
 - (1) 議案第19号 令和4年度使用藤沢市立小学校及び中学校用教科用図書の採択について
 - (2) 議案第20号 令和4年度使用藤沢市立特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書の採択について
 - (3) 議案第21号 藤沢市学校施設再整備第2期実施計画の策定について
 - (4) 議案第22号 令和3年度教育施設整備に係る工事計画の変更について
 - (5) 議案第23号 藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則の一部改正について
 - (6) 議案第24号 藤沢市奨学金給付審査委員会規程の一部改正について
 - (7) 議案第25号 藤沢市スポーツ推進審議会委員の任命について
 - (8) 議案第26号 藤沢市アートスペース運営協議会委員の委嘱について
 - (9) 議案第27号 藤沢市図書館協議会委員の任命について
- 5 その他
 - (1) 令和3年6月藤沢市議会定例会の開催結果について
- 6 閉 会

出席委員

1番 岩本將宏
2番 大津邦彦
3番 木原明子
4番 市村杏奈
5番 飯盛義徳

出席事務局職員

| | | | |
|-----------|-------|-------------|-------|
| 教育部長 | 松原保 | 生涯学習部長 | 神原勇人 |
| 教育部参事 | 峯浩太郎 | 教育部参事 | 伊藤雅浩 |
| 生涯学習部参事 | 板垣朋彦 | 教育指導課長 | 坪谷麻貴 |
| 学校施設課長 | 西山勝弘 | 総合市民図書館長 | 市川雅之 |
| スポーツ推進課長 | 西台篤史 | 文化芸術課長 | 井澤邦章 |
| 教育総務課主幹 | 藤田健司 | 生涯学習総務課主幹 | 峯千鶴 |
| 学校施設課課長補佐 | 木下尊人 | 生涯学習総務課課長補佐 | 山之内朋子 |
| 教育指導課指導主事 | 中村田 | 教育指導課指導主事 | 納富崇典 |
| 教育指導課指導主事 | 野口博史 | | |
| 書記 | 鈴木憲二郎 | | |

岩本教育長 ただいまから藤沢市教育委員会 7 月定例会を開会いたします。
本日は、新型コロナウイルス感染症対策として、会議時間の短縮についてご協力いただきたく、説明を簡潔にさせていただくなどのご配慮をお願いいたします。また、ご発言の際は、マスク着用のまま行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 それでは、会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する委員は、2 番・大津委員、5 番・飯盛委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長 それでは、本日の会議録に署名する委員は、2 番・大津委員、5 番・飯盛委員をお願いいたします

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 続きまして、前回会議録の確認をいたします。

何かありますか。

特にないようですので、このとおりに承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長 それでは、このとおりに承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 これより議事に入ります。

議案第 19 号「令和 4 年度使用藤沢市立小学校及び中学校用教科用図書の採択について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

坪谷教育指導課長 議案第 19 号「令和 4 年度使用藤沢市立小学校及び中学校用教科用図書の採択について」、ご説明いたします。(議案書 1 ページ参照)

この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 6 号、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条及び同法施行令第 15 条第 1 項の規定により、小学校用教科用図書については、令和元年度採択と同一のものを、また、中学校用教科用図書については、令和 2 年度採択と同一のものを採択する必要によるものです。採択する小学校及び中学校用教科用図書は、3 ページ、4 ページに記載のとおりでございます。以上、よろしくご審議いただき、ご決定いただきますようお願いいたします。

岩本教育長 事務局の説明が終わりました。議案第 19 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第 19 号「令和 4 年度使用藤沢市立小学校及び中学校用教科用図書の採択について」は、原案のとおり決定いたします。

×××

岩本教育長 続きます。議案第 20 号「令和 4 年度使用藤沢市立特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書の採択について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

坪谷教育指導課長 議案第 20 号「令和 4 年度使用藤沢市立特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書の採択について」、ご説明いたします。(議案書 5 ページ参照)

この議案を提出いたしましたのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 6 号、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条及び同法施行令第 15 条第 1 項並びに学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定により、採択する必要によるものです。令和 4 年度使用特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書については、教科書目録に登載されている教科書及び学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書の中から採択することになっております。

採択に当たり、見本本のほかに調査研究をするために参考としていただいた資料を確認させていただきます。まず、文部科学省の「学習指導要領」、そして神奈川県教育委員会から示された「令和 4 年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」でございます。

次に、市独自の資料は 2 点ございます。1 点目は、「令和 4 年度使用特別支援学校及び特別支援学級用教科用図書調査書」です。これは特別支援学級設置校長や特別支援学校校長が自校の教員に調査研究させたものです。

2 つ目に、「令和 4 年度使用特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書調査書まとめ」です。これは今回、新たに教科書として希望のありました新規図書と複数種目で希望のありました図書の内容、また、児童生徒の特性を踏まえた選定理由等についてまとめたものです。さらに資料ではございませんが、教科用図書採択審議委員会からの答申についてもご覧いただいております。学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書につきましては、文部科学省初等中等教育局教科書課長通知を参考にして、児童生徒の障がいの種類、程度、能力、特性に最もふさわしい内容であることや、体系的に編集されていること、他教科の図書等との関係性も考慮すること、高額なものに偏ることがないようにすること、さらに採択した図書が完全に給付される見込みがあることなどに留意して審議することとしております。採択する教科用図書につきましては、令

和4年度使用藤沢市教科用図書の採択方針に基づき、採択日程に沿って、特別支援学校長及び特別支援学級設置校長による調査研究、審議委員の委嘱又は任命、教育長による審議委員長への諮問を経て、第2回藤沢市教科用図書採択審議委員会におきまして、審議が行われました。その結果、「子どもの実態や発達段階に応じて幅広く一般図書の採択が可能となるように、昨年度まで採択されている一般図書は、発行者による供給が困難となった図書を除いて引き続き使用できること」、「今回、審議を行った教科用図書として使用したいと考えている新規図書や複数種目で希望がある一般図書は、いずれも適切であること」と考える内容が答申されております。

7ページの「令和4年度使用藤沢市立特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書」をご覧ください。以降、24ページまでに記載している一覧は、藤沢市で昨年度採択された一般図書及び今年度新たに希望が挙げられた一般図書です。この一覧の中で、「新」と書かれたものは、藤沢市立学校において今回、新たに希望が出されたもので、「□」の印の書かれた図書は、複数の種目で希望が出されたものです。また、無印のものについては、昨年度本市で採択されているもの。また、「●」の印の書かれた図書については、その中で、来年度発行者による供給が困難となっているものです。なお、24ページにありますように、「点字教科書・拡大教科書」も学校教育法附則第9条の規定による一般図書として給付の対象となります。また、本市の小・中学校で採択されている「検定済教科書」並びに「☆印本」と呼ばれる「特別支援学校小・中学部用文部科学省著作教科書」も給付の対象となり、これらの教科用図書の中から無償給付の対象となる特別支援学校における小・中学部及び小・中学校の特別支援学級の児童生徒1人に対して、種目ごとに適した教科用図書1冊が給付されます。また、高等部においては、無償措置の対象外となりますが、学校教育法附則第9条の規定による一般図書及び教科書目録に登載されている教科書を使用することとなります。説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご決定いただきますようお願いいたします。

岩本教育長

事務局の説明が終わりました。

それでは、これから協議をしてまいります。まず、本市で昨年度までに教科用図書として採択されてきた図書については、来年度発行者による供給が困難な図書を除き引き続き使用できることとし、今回、新たに希望があった図書と複数の種目で希望があった図書について協議をしていくということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

協議の方法についてですが、7ページの「No.1 国語・書写」から 23

ページの「No.10 道徳」まで、一括して協議していくということでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、ご意見をお願いいたします。

木原委員

私は7月5日に教科用図書採択審議委員会に出席させていただきました。審議委員の方々の意見を伺いました。新規に希望のある図書や複数の種目で希望が挙げられている図書についても、子どもたちの障がいの特性とその発達段階に応じた教科用図書として使用できる一般図書がたくさんあるというご意見を伺い、また、現在、多くの子どもたちがそれを活用して学んでいるということ、それが非常に大切であるということも伺いました。また、審議委員会の後に、実際の図書を幾つか手に取って見せていただきましたが、この委員会の答申に関して異存はないと考えます。

市村委員

私も先日、木原委員とともに教科用図書採択審議委員会に出席をさせていただいて、学校現場の立場、また、保護者の立場からの委員のご意見を伺いました。また、私自身もこれらの図書を拝見して、全体的に、一人ひとりの発達段階に合わせてスモールステップで始められるような工夫がなされていたり、児童生徒の興味を惹き、学びに引き込まれるような構成になっていると感じました。また、学ぶだけでなく、得たものを生活の中で活かしていく、そのような内容も充実しておりましたので、教科書としてよろしいのではないかと考えております。

岩本教育長

他にありませんか。

それでは、特別支援関係の教科用図書につきましては、一人ひとりの発達段階に合わせて教科書を選んでいくことが大切であるため、新規図書と複数種目での希望図書を含めたすべての図書を教科書として採択することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長

ご意見がないようですので、議案第20号「令和4年度使用藤沢市立特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書の採択について」は、発行業者による供給が困難となった図書を除き、令和4年度使用藤沢市立特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科書にありますすべての図書を教科用図書として採択いたします。

××××××××××××××××××××××××××××××××××××

岩本教育長

続きまして、議案第21号「藤沢市学校施設再整備第2期実施計画の策定について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

西山学校施設課長 議案第 21 号「藤沢市学校施設再整備第 2 期実施計画の策定について」、ご説明いたします。(議案書 25 ページ参照)

この議案の提案理由といたしましては、本市の市立学校施設の再整備に係る実施計画を策定する必要によるものです。また、提案理由の根拠といたしましては、「藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則」第 2 条第 1 号に記載のとおり、教育行政の運営に関する基本的な方針を定める場合は、教育長に委任されておらず、教育委員会に諮ることとなっていることによるものです。

それでは、「藤沢市立学校施設再整備第 2 期実施計画の策定について」、ご説明いたします。(資料参照)

本計画は、1 として「学校施設再整備第 2 期実施計画策定の目的及び経過」、2 として「第 2 期実施計画」の、2 つの章で構成しており、2 「第 2 期実施計画」につきましては、(1) 老朽施設の解消、(2) 既存施設の適正な管理、運営にかかる整備計画、(3) 学校の適正規模・適正配置の検討として、それぞれ整備しております。

1 ページの 1 の (1) 「計画策定の目的」については、教育委員会では、学校施設の安全の確保を最優先に、老朽化解消の対策、再整備事業、また、既存施設の適正な管理、運営にかかる各種改修工事の計画的な実施を目的として実施計画を策定しております。令和 3 年 3 月に第 1 期実施計画の計画期間終了に伴い、「藤沢市立学校施設再整備基本方針～学校施設の長寿命化に向けて～」を改定し、その基本方針に基づく中で「藤沢市立学校施設再整備第 2 期実施計画」を策定するものです。

(2) 「第 1 期実施計画の経過」につきましては、平成 27 年度に策定した第 1 期実施計画では、小学校 4 校、中学校 2 校の対象校について学校ごとの整備手法等を検討し、六会中学校屋内運動場再整備事業、鵠南小学校等再整備事業の 2 事業を着手いたしました。

3 ページにつきまして、第 1 期実施計画における対象校のうち、事業未着手となった 4 校については、再整備の優先順位が高いことから、引き続き本計画に移行いたします。

4 ページの 2 「第 2 期実施計画」の (1) 「老朽施設の解消」について、再整備事業の対象校といたしました 10 校について、現状と課題を整理し、整備手法や事業費、スケジュール等を計画しました。

ア 「事業優先度の考え方」では、基本方針における長寿命化整備方針の分類、既存施設の状況、建物の使用年数や面積、劣化状況等の建物情報、児童生徒数の推移の個別状況から、総合的に比較することで順位付けを行いました。

イ 「整備手法の考え方」では、図2-1に記載しております基本方針における「整備手法フロー」に基づき、建物ごとに改築、長寿命化改修もしくは中規模改修といった整備手法を検討いたしました。

ウ 「対象校一覧」は、アとイの考え方をもとに比較検討し、優先度の高い順に一覧にまとめたものです。

エ 「事業実施にあたっての留意事項」ですが、既存仮設校舎の解消、建物構造体の調査の実施、配置計画等の検討、将来を見据えた施設規模の検討、計画段階における想定事業費及びスケジュールの検討の5項目について、それぞれ留意事項をまとめております。

オ 「対象校ごとの個別計画」では、対象校ごとに長寿命化整備方針の分類、既存施設の状況及び既存配置図、建物情報、児童生徒数の推移及び想定整備面積、整備手法、事業スケジュール及び想定事業費の6項目について整理しております。

ここでは鶴沼中学校再整備事業を例にご説明いたします。既存施設の状況として、校地面積や立地条件、施設の状況について記載しております。建物情報として、校舎及び屋内運動場の建物の使用年数及び劣化状況について記載しております。生徒数の推移及び想定整備面積として、生徒数の推移については、現在の状況と生徒推計上の今後の状況を比較し、生徒数及び普通学級数を推定しております。想定整備面積につきましては、基本方針において、学校規模に応じて設定した標準諸室の面積をもとに、普通学級数に応じて想定しております。

整備手法につきましては、先ほどご説明しました基本方針における整備手法図をもとに、建物ごとに整備手法を検討したものです。

9ページの「事業スケジュール及び想定事業費」として、事業スケジュールにつきましては、それぞれ事業区分ごとにスケジュールを検討したものです。想定事業費のうち建設工事につきましては、想定整備面積に建物の整備手法ごとに一定の単価を乗じて算出しております。以下、その他の9校につきましても、同様の構成で10ページから30ページに検討結果を記載しております。なお、本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度の5年間ですが、再整備事業につきましては、「藤沢市公共施設再整備プラン」との調整を行い、整合性を図る中で進めてまいります。

31ページのカ 「その他の学校の再整備に向けて」として、本計画では市立学校55校のうち10校の整備手法等を検討し、計画したのですが、当面は、早期に改築を行う必要がある校舎棟を保有する学校から、順次、再整備事業に着手していくことを想定しております。一方で、基本方針において、建物の使用年数が40年から50年の間に躯体補強を含めた長寿命

化改修を実施し、目標使用年数を 80 年に延命化することで、将来的な事業費の負担軽減を図ることとしており、これらの学校の長寿命化改修を同時並行で実施していくことが必要となります。しかしながら、現時点では長寿命化改修を主とした再整備事業を実施していくことは、財政的にもかなり難しい状況にあることから、長寿命化改修の計画的な実施に当たっては、民間資金の活用も含めたさまざまな手法やコスト削減及び工期短縮の技術の導入も踏まえ、専門業者による調査委託業務を実施するなど、継続的な検討を行っていく必要があると考えております。

次に、(2)「既存施設の適正な管理、運営にかかる整備計画」として、学校施設の適正な管理・運営を行っていくため、必要となる施設の安全対策や教育環境の整備等の各種整備事業について、今後 5 年間の整備計画をまとめております。32 ページに、直近 5 年間の整備計画としては表 2-2 のとおりです。

次に、(3)「学校の適正規模・適正配置の検討」として、本市においては、児童生徒数の大幅な減少は当面見込まれず、一部の学校では過大規模化、小規模化等のばらつきが生じております。過大規模校の解消に向けた取組といたしましては、通学区域を変更することが効果的ではありますが、学校を中心とする社会活動や地域の事業に大きな影響をもたらすことも予想されます。また、令和 3 年度から段階的に小学校における少人数学級が義務化され、令和 7 年度にはすべての学年が少人数学級となることに伴い、本市では、一部の学校において教室不足が生じることが想定されることから、その解消が課題となります。

このような課題の解決に向けて、今年度から学識経験者や地域住民の代表、学校関係者等で構成する「藤沢市立学校適正規模・適正配置検討委員会」を立ち上げ、学校の統合や通学区域の再編・見直しなど、学校の適正規模・適正配置を図るための具体的な検討を進めてまいりますので、第 2 期実施計画における事業の実施に当たっては、「藤沢市立学校適正規模・適正配置検討委員会」での検討内容との整合性を図りながら進めてまいります。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

岩本教育長

事務局の説明が終わりました。議案第 21 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第 21 号「藤沢市学校施設再整備第 2 期実施計画の策定について」は、原案のとおり決定いたします。

×××

岩本教育長 続きまして、議案第 22 号「令和 3 年度教育施設整備に係る工事計画の変更について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

西山学校施設課長 議案第 22 号「令和 3 年度教育施設整備に係る工事計画の変更について」、ご説明いたします。(議案書 26 ページ参照)

この工事計画の提案理由といたしましては、教育施設の整備を図るため、令和 3 年度における工事の計画を変更する必要があるものです。また、提案理由の根拠といたしましては、「藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則」第 2 条第 9 号に記載のとおり、1 件 9,000 万円以上の工事の計画を策定する場合は、教育長に委任されておらず、教育委員会に諮ることとなっていることによるものです。

工事計画につきましては、2「小・中学校一般整備事業一般計画」の(2)中学校学校施設環境整備事業に、「村岡中学校グラウンド整備工事」を加えるもので、予算額は記載のとおりです。以上で、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

岩本教育長 事務局の説明が終わりました。議案第 22 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第 22 号「令和 3 年度教育施設整備に係る工事計画の変更について」は、原案のとおり決定いたします。

×××

岩本教育長 続きまして、議案第 23 号「藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則の一部改正について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

伊藤教育部参事 議案第 23 号「藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則の一部改正について」、ご説明いたします。(議案書参照)

この議案を提出したのは、藤沢市八ヶ岳野外体験教室の宿泊施設の一部につきまして、開設当初、水道管が凍結してしまうことを理由に、冬期の利用ができず、大規模校の受入れができない状況でありました。それを改善するため、2017 年に西岳と赤岳、2019 年に阿弥陀岳と横岳の凍結防止修繕をそれぞれ行ってまいりました。そして昨年度に残りの 2 棟である硫黄岳と天狗岳の凍結防止修繕を実施いたしましたので、利用の幅をさらに広げるため、使用できる期間の変更をすることに伴う規定の整備を行う必要があるものです。議案書 30 ページには新旧対照表を添付しております。第 3 条の表「宿泊棟」のうち硫黄岳と天狗岳の使用できる期間につきましては、現行では 4 月 1 日から 10 月 31 までですが、改正後は 1 月 1 日から

12月31日までとするものです。以上、議案第23号の説明を終わります。
よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願いいたします。

岩本教育長 事務局の説明が終わりました。議案第23号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第23号「藤沢市八ヶ岳体験教室条例規則の一部改正について」は、原案のとおり決定いたします。

×××

岩本教育長 続きまして、議案第24号「藤沢市奨学金給付審査委員会規程の一部改正について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

伊藤教育部参事 議案第24号「藤沢市奨学金給付審査委員会規程の一部改正について」、ご説明いたします。(議案書31ページ参照)

この議案を提出したのは、藤沢市の組織改正に伴い、課名の変更が生じたため、組織の構成に係る規定の改正を行うものです。以上で、議案第24号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

岩本教育長 事務局の説明が終わりました。議案第24号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第24号「藤沢市奨学金給付審査委員会規程の一部改正について」は、原案のとおり決定いたします。

×××

岩本教育長 続きまして、議案第25号「藤沢市スポーツ推進審議会委員の任命について」を上程いたします。生涯学習部の説明を求めます。

西台スポーツ推進課長 議案第25号「藤沢市スポーツ推進審議会委員の任命について」、ご説明いたします。(議案書35ページ参照)

この議案は、現在、任命しております藤沢市スポーツ推進審議会委員の任期が7月25日をもって満了となることに伴い、新たな委員を任命するために提案するものです。

藤沢市スポーツ推進審議会は、「スポーツ基本法」第31条の規定に基づき設置しているもので、スポーツの推進に関する重要事項を調査・審議する機関となっております。委員の人数につきましては、「藤沢市スポーツ推進審議会条例」第3条の規定により、12人以内と定められております。委員候補者の氏名等につきましては、議案書に記載のとおりで、任期は

2021年（令和3年）7月26日から2023年（令和5年）7月25日までの2年間となっております。以上、ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

岩本教育長 生涯学習部の説明が終わりました。議案第25号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、議案第25号「藤沢市スポーツ推進審議会委員の任命について」は、原案のとおり決定いたします。

××××××××××××××××××××××××××××××××××××

岩本教育長 続きまして、議案第26号「藤沢市アートスペース運営協議会委員の委嘱について」を上程いたします。生涯学習部の説明を求めます。

井澤文化芸術課長 議案第26号「藤沢市アートスペース運営協議会委員の委嘱について」、ご説明いたします。（議案書38ページ参照）

この議案は、藤沢市アートスペース運営協議会委員の任期が、8月19日をもって満了することに伴い、新たな委員を委嘱するために提案するものです。

藤沢市アートスペース運営協議会は、「藤沢市アートスペース条例」の規定に基づき設置するもので、アートスペースの運営及び管理について諮問に応じ、意見を述べる機関となっております。藤沢市アートスペース条例第15条の規定により、委員の定数は7人以内、委員の任期は2年となっております。委員の内訳は、記載のとおりとなっておりますけれども、学識経験者2名、美術関係者3名、芸術家1名、市民代表1名です。新任、再任の別については、新任2名、再任5名となっております。なお、男女の内訳につきましては、男性委員3名、女性委員4名となっております。以上、議案第26号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

岩本教育長 生涯学習部の説明が終わりました。議案第26号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、議案第26号「藤沢市アートスペース運営協議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決定いたします。

××××××××××××××××××××××××××××××××××××

岩本教育長 続きまして、議案第27号「藤沢市図書館協議会委員の任命について」を上程いたします。生涯学習部の説明を求めます。

今回、教育部に係る案件は報告案件が1件ございました。先ほど議案第21号でご審議の上、ご決定いただきました「藤沢市立学校施設再整備第2期実施計画(案)」について、報告4として57ページの資料に基づき報告いたしました。なお、資料本文に記載されている「資料2」につきましては、本日、お配りをした議案第21号別冊資料と同様の内容でございます。

次に、資料はございませんが、6月16日に開催された補正予算常任委員会について報告いたします。5月の教育委員会定例会でご審議の上、ご決定いただきました議案「令和3年度藤沢市一般会計補正予算」につきましては、6月21日の本会議において可決されました。

続きまして、一般質問についてですが、教育部に係る質問は10人の議員からございました。質問の件名と要旨につきましては、58ページから60ページに記載のとおりです。太字で、「要旨」の最後に「教育部」と記載している箇所が教育部に関連する質問でございます。内容につきましては、市議会ホームページにおいて、録画配信や会議録の公表がございますので、省略いたします。教育部に関わる部分についての報告は以上です。

神原生涯学習部長 続きまして、生涯学習部に関わる部分を報告いたします。(議案書43ページ参照)

子ども文教常任委員会について、生涯学習部に係る案件は、報告案件が2件ございました。報告(1)「村岡公民館等再整備事業の進捗状況について」につきましては、44ページから51ページまでの資料に基づき報告いたしました。報告(2)「藤沢市スポーツ都市宣言(案)について」につきましては、52ページから56ページまでの資料に基づき報告いたしました。

続きまして、一般質問についてでございますが、生涯学習部に関連する質問は3人の議員からございました。質問の件名及び要旨につきましては、58ページから60ページに記載のとおりです。太字で「要旨」の最後に(生涯学習部)と記載している箇所が、生涯学習部に関連する質問でございます。以上で、令和3年6月藤沢市議会定例会についての報告を終わります。よろしくお願いいたします。

岩本教育長 教育部及び生涯学習部の説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、報告を終了いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 以上で、本日予定いたしました審議する案件は、すべて終了いたしました。

た。

委員の方で前回の定例会から今日までの間で、報告事項のある方はいらっしゃいますか。(なし)

それでは、次回の会議の期日を決めたいと思います。8月20日(金)午後4時から傍聴者の定員は20名、場所はここ本庁舎8階8-1・8-2会議室において開催予定ということでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長

それでは、次回の定例会は8月20日(金)午後4時から、傍聴者の定員は20名、場所はここ本庁舎8階8-1・8-2会議室において開催予定といたします。

以上で、本日審議の日程はすべて終了いたしましたので、閉会といたします。

午後3時45分 閉会